

第1節 計画策定の方針

1 計画策定の目的

豊富町（以下本町と称す。）は、昭和54年「豊富町まちづくり計画」、平成元年「新豊富町まちづくり計画」、平成11年「第3次豊富町まちづくり計画」平成21年「第4次豊富町まちづくり計画」を策定し、“自然と人に優しい協働のまちづくり～とよとみ～”を目標に掲げ、その実現のための施策を展開してきました。

また、昭和55年から「社会教育中期計画」を策定し、町民の学習要求や学習課題に応えるべく学習の内容や方法、教育資源をはじめとする学習環境の整備を早期に進めるため、町の総合計画との整合性を図りながら、教育行政だけでなく、学校や一般行政各部署や関係団体・サークルとの連携をとり、総合的に推進すべく努めてきましたが、いまだ十分なものとはなっていないのが現状です。

さらに、本町を取り巻く社会環境は依然として厳しいものがあり、後継者不足による第1次産業の衰退、依然として歯止めのかからない少子化や厳しい雇用環境などにより、若年層の流出と町民の高齢化が進み、過疎化を阻止できないという、複合的、構造的な課題も抱えています。

これらの社会情勢とその変化、方向を的確に見すえるとともに、常に変容し、多様化する町民のニーズに応えるためには、社会教育、芸術・文化、社会体育など、様々な分野についての情報提供や人材育成、学びの場や活動の場の確保など、本町の地域特性を活かしながら、発展が持続する社会教育活動の推進が必要であります。

そのため、長期展望に立ち、本町の目指すべき将来像を明確化するとともに、その実現のための方策を示すものとして教育基本法に基づく教育振興計画、北海道教育推進計画、宗谷教育推進計画及び第4次豊富町まちづくり計画（総合計画）を基に、町民の自主的な学習活動について生涯学習の視点に立った「第5次豊富町社会教育中期計画」を策定します。

2 計画の呼称

本計画は、「第5次豊富町社会教育中期計画」と称します。

3 計画の推進期間

本計画の期間は、「平成26年度～平成30年度」までの5ヶ年間とします。

4 計画の内容

本計画は、乳幼児期～高齢期までを対象に、「社会教育」「芸術・文化」「社会体育」の3領域とし、学習機会の提供や社会教育団体への援助、地域人材の養成等にかかわる推進事項を制定しています。

また、施設整備や指導体制、情報提供・学習相談、地域の教育機能の充実及び社会教育計画の推進管理等の事項についても含まれています。

第2節 計画の基本方針と推進目標

基本理念

自然と人に優しい協働のまちづくり～とよとみ～

基本目標

未来の豊富をつくる人づくり・地域文化の創造

基本方針と推進目標

《社会教育》

- 地域社会を担う青少年の健全育成と社会参加の推進及び各種団体・指導者の育成確保
 - 放課後児童対策の充実
 - 青少年の健全育成と社会参加の推進
 - 国際交流の推進
- 家庭での教育力を高め地域全体で家庭教育を支援する環境づくりの推進
 - 家庭教育の充実
- 学習内容の高度化・多様化・個別化に対応する学習機会の充実と学習活動の推進
 - 生涯学習の推進

《芸術・文化》

- 自主的・創造的な文化活動の支援と郷土に根ざした文化活動の推進
 - 芸術文化活動の推進
 - 芸術文化組織の充実
 - 指導者・指導体制の充実
 - 文化施設の充実
 - 文化財の保護
 - 郷土芸能・伝統の保存

《社会体育》

- 健康で心豊かな生涯スポーツの推進
 - スポーツ・レクリエーションの振興
 - 家庭・地域・学校の連携によるスポーツ活動の促進と充実